

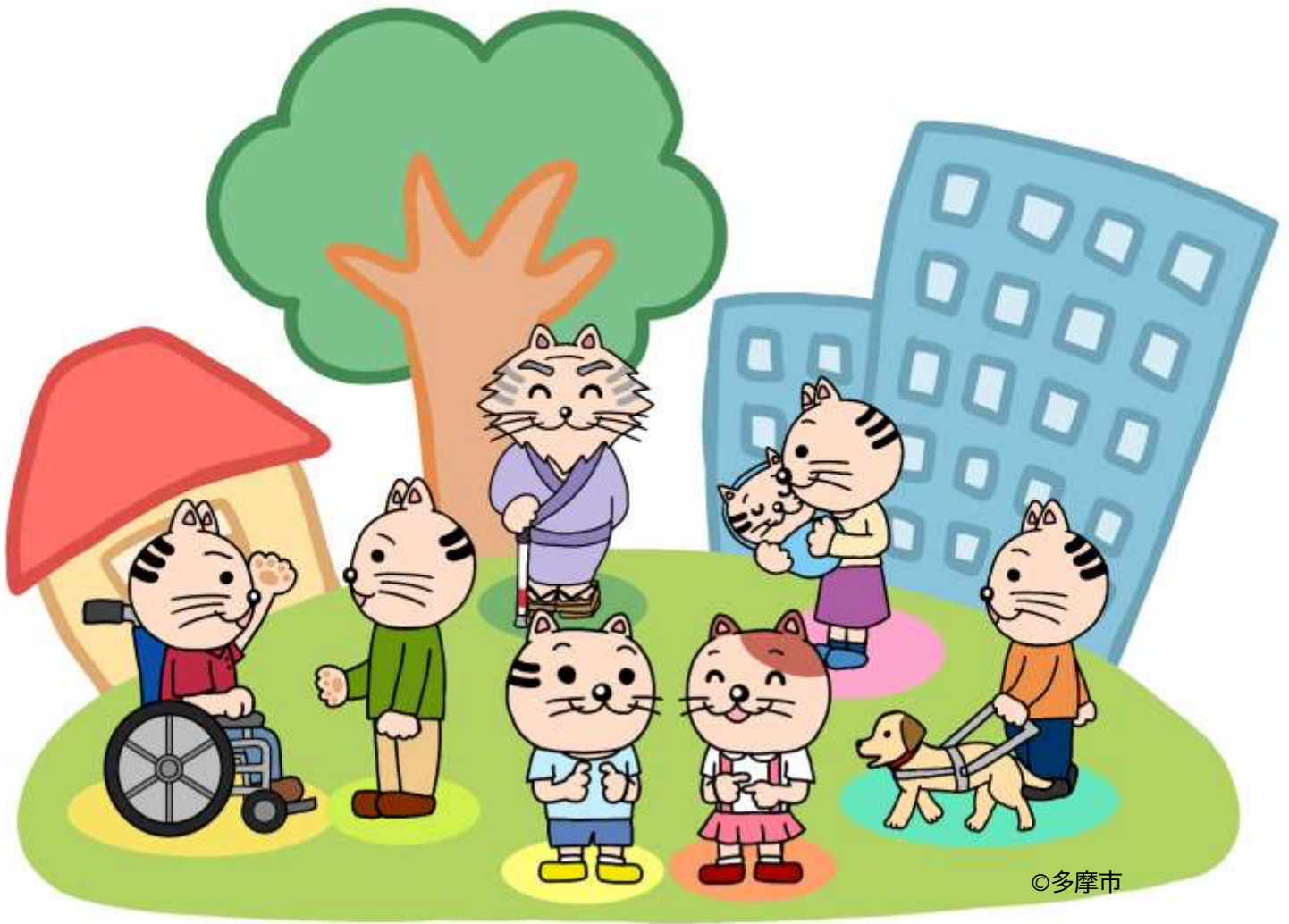
た ま し し ょ う しゃ さ べ つ  
多摩市障がい者への差別をなくし

と も あ ん し ん  
共に安心して暮らすことのできる

じ ょ う れ い  
まちづくり条例

れい わ に ねん し ち が つ つ い た ち  
令和2年7月1日からはじまりました！

ばん  
わかりやすい版



©多摩市

れい わ ねん が つ は こ う  
～令和2年12月発行～  
た ま し け ん こ う ふ く し じ ゅ う が い ふ く し か  
多摩市健康福祉部障害福祉課

# じょうれい どうして条例をつくったのか



これまで障がい者が社会の中で生きづらいのは、本人の障害のせいだから仕方がないという考え方でした。障がい者が地域で生きようとしても、行きたい学校に行けなかったり、お店に入るにも段差があって入れずお店の人に來ないでくださいと言われてたり、電車やバスの乗りづらかったり、アパートを借りたくても断られるなど、様々なところで差別をされてきました。

障がい者は差別とたたかい続けて、障害者権利条約（障がい者の権利と自由を守るための世界の決まり）や、障害者差別解消法（障がい者への差別をなくすための日本の決まり）ができました。障害は、社会がつくりだしているという考え方に変わり、障がい者も暮らしやすい社会に変えなければいけないというのが世界のルールになりました。

しかし、障害や障がい者への理解はまだまだ足りていなくて、今も差別や生きづらさを感じながら生活している障がい者がいます。

多摩市は、このことをしっかりと受け止めて、障害や障がい者に対するみんなの理解を今までよりももっと深め、差別をなくしていくために、障がい当事者をはじめとする多摩市のいろんな人たちと一緒にこの条例をつくりました。

## じょうれい 条例によってどのようなまちにしていきたいか

この条例は、障がいのある人とない人が分けられることなく、地域で安心して共に生きることが出来るまち（共生社会）にすることを目指しています。みんなが安心して暮らすことのできるまちをつくることは、多摩市が目指している健幸都市（※）をつくることにもつながります。（※健幸都市とは、身体が健康という意味だけではなく、子どもからお年寄りまで安全・安心して暮らすことができ、みんなが幸せを感じることが出来るまちのことです。）障がいのある人もない人もお互いのことをよく知って、差別のない、誰もが暮らしやすいまちにしていきたいしょう。



# 差別をなくすために大切なこと

## ポイント①

### 障がい者の人権を守る

どこでどのように生活するか、障がい者自身が決めることを大切にしながら、社会の中でいろいろな活動に参加できるようにします。

## ポイント②

### 障害や障がい者のことを知ってもらう取組をする

障害のことをよく知らず、間違った考えや勝手な決めつけなどで差別が起こることが多いので、きちんと障害・障がい者のことをみんなに知ってもらうための取組をします。

## ポイント③

### 市・市民・事業者（会社やお店）はそれぞれに自分にできることをする

障がい者一人ひとりに生きづらさや思いがあり、一人ひとりに合わせた配慮（てだすけ）が必要なこと、差別は虐待やいじめにつながることもあることを市・市民・事業者（会社やお店）はきちんと理解します。そしてそれぞれ自分にできることをして、障がい者への配慮が当たり前になるようにします。

## ポイント④

### みんなで協力して差別解消に取り組み、将来につなげていく

障がいのある人もない人もお互いのちがいを知って、一緒に協力して、差別をなくします。この先もずっと、協力しながら差別のない多摩市にしていけます。

# なに な に を し た ら 差 別 に な る の ？



つぎ つぎ ふ た つ さ べ つ  
次の2つが差別にあたります。

① 「ふ と う さ べ つ て き と り あ つ か さ べ つ  
不当な差別的取扱い」は差別です。

② 「ご う り て き は い り よ さ べ つ  
合理的配慮をしないこと」も差別です。



## ① ふ と う さ べ つ て き と り あ つ か 不当な差別的取扱いとは

しょうがい しょうがい しゃ たいおう しょう しゃ さーびす ぼしょ じかん  
障害があるというだけで障がい者に対応しない、障がい者にだけサービスの場所や時間を決めるなど、障がいのない人とはちがう対応をすることを不当な差別的取扱いと言います。

しやくしょ かいしゃ みせ しみん ひと ふ と う さ べ つ て き と り あ つ か  
市役所、会社やお店、市民、すべての人が不当な差別的取扱いをしてはいけません。

れい もうどうけん つ  
(例) 盲導犬を連れてくるため  
みせ はい  
お店に入るのをことわる



れい しょうがい しゃ むし つ  
(例) 障がい者を無視して付  
き そ い ひと に だ け は な し か け る  
き添いの人にだけ話しかける

こうりてきはいりよ ていきょう

## ② 合理的配慮の提供とは

障がい者が困っていたり、「こうしてほしい」と障がい者から伝えられたときに、バリア（社会的障壁※）をなくすための対応や工夫をすることを合理的配慮と言います。

市と会社やお店は、必ず合理的配慮をしなければいけません。市民もできるだけ合理的配慮をしなければいけません。

### ※ 社会的障壁とは…

- ・ 通路が狭いため車いすで通れない。（建物や交通のバリア）
- ・ 障害を理由に資格や免許がとれない。（制度のバリア）
- ・ 連絡先に電話番号しか書かれていないため聴覚障がい者が連絡できない。  
（障がい者の存在を考慮されていないルール、しきたりなど。）
- ・ 障がい者施設を建てようとする、周りに住んでいる人たちが反対する。
- ・ 障がい者を無視したり、子ども扱いする。（心のバリア）

このようなことを「社会的障壁」と言います。

市役所、会社やお店、市民は、社会的障壁をなくすために取り組まなければいけません。

（例）メニューが文字だけだと分からないため絵や写真を使う。



（例）段差だと通れないのでスロープを置く。



合理的配慮の方法は1つではありません。

障がい者から伝えられた方法ではできない場合は、きちんと話し合っ（建設的対話）、代わりの方法を考えることも大切です。

それでも合理的配慮をすることが難しい場合は、その理由を説明して障がい者に分かってもらうようにする必要があります。

# しがすること



市は、差別をなくすための取組を「多摩市障がい者基本計画」などに書いて、計画的に行います。たとえば、次のようなことをします。

## 障害や障がい者についてみんなに知ってもらうために

- ✓ 多摩市に住む人や働く人に対して、講演会、ワークショップ、出前講座、ハンドブック配布等、障がい者のことを知ってもらう取組をします。
- ✓ 多摩市役所で働く人に対して、障害について理解を深めるよう、市役所の中での研修、勉強、情報提供を行います。
- ✓ 障がいのある人もない人も、おたがいを知るために、子どものときから一緒に遊び、学び、育つことが大切なので、交流できるようにします。
- ✓ 小学校や中学校に通う子どもに、障害についてよく知ってもらうための取組をします。

## 差別をなくし障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちにするために

- ✓ それぞれに合わせた教育を受けられるようにします。
- ✓ 仕事についての相談を受けたり支援をしたり、必要な情報を伝えます。
- ✓ 手話、文字、点字、音声、わかりやすい表現等、障害に合わせたコミュニケーションができるようにしたり、情報をわかりやすく伝える方法を広めていきます。

障がい者や、会社・お店で働く人など多摩市のいろいろな人から意見を聞いて、

差別をなくすための取組に活かします！



# しみん かいしゃ みせ 市民・会社やお店ができること



- ✓ 障がい者が困っていたら声をかけましょう。
- ✓ 差別をなくすための市の取組を一緒に行いましょう。
- ✓ 差別だと思ったときは市に伝えましょう。
- ✓ 会社やお店は、働いている人たちが障がい者に対する理解を深めるような取組をしましょう。

## まずは障害について知りましょう！

### 条例（多摩市公式ホームページ）

この条例についてくわしく知りたい方は、多摩市のホームページを見てみてください。右のQRコードから読めます。



### 心つなぐ・はんどぶっく

多摩市に住む障がいのある人たちと一緒に作ったハンドブックに、どんなてだすけをすれば良いかが分かりやすく書いてあります。ぜひ読んでみてください。障害福祉課で冊子も配っています。



## このマーク、知っていますか？

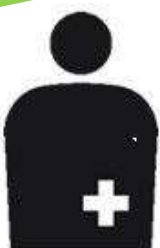
その1



これは、【ヘルプマーク】です。

かばんなどにつけて、てだすけが必要なことを周りの人に伝えます。ヘルプマークを着けている人がいたら、電車やバスの席をゆずる、困っていたら声をかけるなどができるように心掛けましょう。

その2



これは、【オストメイトマーク】です。

ストマ用器具（手術でおなかにつくられたおしっこやうんちの出口につけるふくろ）の交換などができるトイレなどについているマークです。見た目には障がい者と分からない人も、誰でもトイレを必要としています。障がいのない人は、なるべく誰でもトイレを使わないようにしましょう。



# 困ったときはご相談ください



1 障害があることで差別をされたり、  
いやなこと・こまったことがあったら、  
多摩市役所障害福祉課にご相談してください。

多摩市役所 障害福祉課 (本庁舎1階)

場所：関戸6-12-1

電話：042-338-6847

ファクシミリ：042-371-1200

メールアドレス：f-sodan@city.tama.tokyo.jp



2 障害福祉課は、相談をうけたら、すぐに調べたり  
確認をします。相談の内容によって、アドバイス  
したり、もっとくわしく相談にのってくれる窓口  
を教えたり、障害者差別解消法や市の条例の  
ことを伝えたりして、解決できるようにします。



3 相談しても解決しないときは、「申立書」を書いて  
市長に出すことができます。

市長は、「申立書」に書かれていることについて、  
調べたり確認をします。



4 市長は、「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」  
に、解決の方法について、意見を聞きます。

「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」では、障  
がい者や、弁護士、福祉にくわしい人などが、話し合い、  
解決の方法を考えて、市長に伝えます。



5 市長は、差別した人や、差別した会社やお店などに、  
解決する方法を伝えます。



6 市長の言うことを無視したり、何回言っても言うことを聞かなかった場合、市長は、  
会社や店の名前などを、みんなに知らせます (多摩市のホームページにものせます)。





### ぜんぶ 前文

人はみんな、障害があってもなくても、一人の人として大事にされ、自分らしく生きる権利があります。しかし、障がい者は、自由に生活できないことが多く、長い間差別を受けてきました。障がい者はその差別とたたかい続けて、「障害者権利条約（障がい者の権利と自由を守るための世界の決まり）」や、「障害者差別解消法（障がい者への差別をなくすための日本の決まり）」ができました。やっと障がい者の人権を守る決まりができて、障がい者の声を受け止められる社会になってきました。

私たちが住んでいる多摩市にも、たくさんの障がい者が暮らしています。昔よりは、障がい者が暮らしやすいまちになってきました。しかし、今も差別はあって、生きづらさを感じている障がい者がいます。それは、電車やバスに乗る、買い物をする、遊ぶ、家を借りる、働く、お医者さんにみてもらう、学ぶなど生活の色々なところで、障がい者のことを考えていない建物や決まりごと、周りの人たちに分かってもらえないなどの「社会のバリア」があるからです。市役所と市民と事業者（会社やお店）は一緒になって、障がいのある人たちの思いを聞いて、このバリアをなくしていかなくてははいけません。

私たちは、誰もが健やかで幸せを感じられるまちにするためにも、障がい者への差別をなくし、障がいのある人もない人も地域で安心して共に生きることができるまち（共生社会）を目指して、この条例をつくりました。



障がい者への差別をなくしたい！

# 第1章 条例全部をとおしてのきまり

## 第1条

### もくてき 目的

この条例は、障がい者への差別をなくすために大事なことを決めます。市役所と市民と事業者（会社やお店）がやらないといけないことも分かるようにします。差別がないように色々なことに取り組むことで、障害があってもなくてもお互いを大事にし、誰もが地域で安心して共に生きていけるまち（共生社会）にすることを目的とします。

## 第2条

### じょうれい で ことば い み 条例に出てくる言葉の意味

この条例に出てくる言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 障がい者とは、身体障害、知的障害、精神障害、その他の障害があつて、社会のバリア（社会的障壁）のせいで生活することが難しい人のこと。
- (2) 差別とは、不当な差別的取扱いをすることと、合理的配慮をしないこと。
- (3) 不当な差別的取扱いとは、きちんとした理由なく、障害があることを理由として、障がいのない人と分けたり（区別）、障がい者の話を聞かなかつたり（排除）、障がい者にだけサービスの場所や時間を決める（制限）など、障がいのない人と同じようにしないこと。
- (4) 合理的配慮とは、障がいのある人とない人が同じように生活できるように、障がい者にとってのバリアをなくすために必要なてだすけをすること。バリアをなくすためにてだすけするときには、障がい者の気持ちを大切にして、性別や、何歳か、どのような障害か、どのような場面かによって、その人に必要な方法を考えます。ただし、人やもの、お金がたくさんかかるような場合は除きます。
- (5) 社会的障壁とは、障がい者が使うことを考えられていない建物やきまりごと、周



りの人たちに分かってもらえないことなど、障がい者の生活をしづらくしている社会のバリアのこと。

(6) 市民とは、多摩市に住んでいる人、多摩市で働く人、多摩市の学校に通う人。

(7) 事業者とは、多摩市で、物を売ったり、お客さんにサービスをしたりする会社やお店など。

## 第2章 大事な考え方やみんながやるべきこと

### 第3条

### この条例で大事にしている考え方

差別をなくすための取組は、次の考え方を大事にして進めていきます。

- (1) 障がいのある人はみんな、差別をされないで、どこでどのように生活するか障がい者自身が決めることを大切にします。社会の中で色々な活動に参加できるようにします。人として当たり前持っている権利を守ります。
- (2) 障害のことをよく知らず、間違った考えや勝手な決めつけなどで差別が起こることが多いです。障害や障がい者のことをみんなにきちんと知ってもらうための取組をします。
- (3) 障がい者一人ひとりに生きにくいことや大変な思いがあるため、一人ひとりに合わせた配慮(てだすけ)が必要です。差別は虐待やいじめにつながることもあります。このことを市役所・市民・事業者(会社やお店)はきちんと知って、それぞれ自分にできることをして、障がい者への配慮(てだすけ)が当たり前のまちなるようになります。
- (4) 障がいのある人もない人も、お互いのちがいを知って、一緒に協力して、差別をなくしていきます。この先もずっと、協力しながら差別をなくしていくようにします。



## 市役所がやるべきこと



- 1 市役所は、差別をなくし、障がいのある人とない人が分けられることなく、地域で安心して共に生きることができるまち(共生社会)をつくるために必要な取組を、障がい者基本計画(障がい者が多摩市で生活するための計画)などに書きます。法律(国のきまり)や市役所全体のことも考えながら、計画を立てて進めていきます。
- 2 市役所は、差別をなくすためには、障害のことをみんなによく分かってもらうことが大切だと思っているので、市民、事業者(会社やお店)などに対して、第14条に書いてあるように障害についてよく知ってもらう取組をします。また、障がい者は、自分が人間らしく生きるための権利を持っています。その権利がしっかりと守られること、困ったときは合理的配慮(てだすけ)を周りをお願いできることを障がい者自身に知ってもらえるようにします。
- 3 市役所は、第8条から第12条にかいてある、差別の相談ができることについてみんなに知ってもらいます。そして、障がい者や家族などが相談しやすいようにします。市役所が相談を受けたときは、障がい者一人ひとりの思いをよく聞いて、困っていることをなくしていけるようにします。
- 4 市役所は、障がい者や市民、事業者(会社やお店)の人の話を聞いて、差別をなくすための方法を考え取組みます。
- 5 市役所は、差別をなくすための取組にお金がかかるときは、必要な分のお金を用意して使えるようにがんばります。

## 市民や事業者(会社やお店)がやるべきこと



- 1 市民や事業者(会社やお店)は、障害や障がい者のことをよく知って、市役所のすることに協力することで、差別をなくし、共生社会をつくれるようにします。
- 2 市民や事業者(会社やお店)は、差別だと思ふことがあったら、市役所に伝えるようにします。
- 3 事業者(会社やお店)は、障がい者への配慮や支援(てだすけ)がしっかりとできるように、働いている人たちが障がい者に対する理解を深められるように取組みます。

## 第3章 差別をなくすこと

### 第6条

### 不当な差別的取扱いの禁止

すべての人は、障がい者やその家族に、不当な差別的取扱い（障害があることを理由として、障がいのない人と分けたり（区別）、障がい者の話を聞かなかったり（排除）、障がい者にだけサービスの場所や時間を決める（制限）など、障がいのない人と同じようにしないこと。）をしてはいけません。

### 第7条

### 合理的配慮をすること

1 市役所や事業者（会社やお店）は、仕事をしているときに、障がい者から、バリア（社会的障壁）をなくすために「こうしてほしい」と言われたら、そのバリアをなくす（合理的配慮）をしなければいけません。

バリアをなくしてほしいと障がい者が自分で言うことができないときは、その家族や介護する人が代わりに言うこともできます。

合理的配慮をしなくてはいけないのは、たとえば 15 個の場面があります。



- (1) 施設や、電車・バス・タクシーなどが使われるとき。
- (2) お店でものを売ったり、レストランでご飯を出したりなど、お店の人がお客さんにサービスするとき。
- (3) 不動産屋さん（家を借りたりするところ）で、住む家を決める手続きをするとき。
- (4) 市役所や事業者（会社やお店）が、障がい者を雇うときや、働き方を決めるとき。
- (5) 働くための相談を聞いたり、てだすけをするとき。
- (6) 病院で病気をみたり、リハビリをしたりするとき。
- (7) 福祉のサービスをするとき。
- (8) 学校などで教育を行うとき。
- (9) 保育所などで子どもをみるとき。



(10) 放課後等デイサービスなどでてだすけが必要な子どもを自分らしく成長できるように支援するとき。

(11) 地震や台風などの災害の準備をするとき。実際に地震や台風などの災害が起こったとき。

(12) 文化、芸術（音楽や絵、ものづくり）、スポーツなどの活動をするとき。

(13) 選挙をするとき。

(14) お互いに考えていることを伝えたり、いろいろな人に情報を伝えたりするとき。



(15) (1) から (14) のほか、障がい者にとって生活しづらいバリアがあるとき。

2 市役所や事業者（会社やお店）は、合理的配慮を行うときに、次の3つのことに気を付けなくてはなりません。

(1) 障がい者が「合理的配慮をしてほしい」と言いやすくなるようにすること。

(2) 障がい者の性別や、何歳か、どのような障害かによって、一人ひとり必要な合理的配慮は違うこと。また、障がい者がどのようなことをしてほしいかをきちんと聞くこと。

(3) たくさんの人やもの、お金が必要だったり、すぐに合理的配慮をすることが難しくったりするときがあります。そのときには、どうすればいいかをお互いに話し合っ（建設的対話）、代わりにできる方法や障がい者にわかってもらえる方法を考えること。

3 市役所は、合理的配慮を広めるために、障がい者やその家族・介護者の話をきいて、どんな方法が必要か調べたり考えたりします。

4 市民は、第7条の2に書いてあることに気を付けながら、社会のバリアをなくすために合理的配慮をするようにがんばります。

5 市役所は、市民や事業者（会社やお店）による合理的配慮が広まるように、てだすけをします。



## 第8条

# 差別の相談について

- 1 障がい者やその家族、介護者などは、差別をされたり、嫌なこ  
と・困ったことがあるときは、市役所に相談することができます。
- 2 市役所は、差別についての相談を受けたときは、何があったか  
を早めに調べて、必要があるときには、次の3つのことをします。
  - (1) 解決するために必要な情報を伝えます。
  - (2) 相談の内容に関係する人たちの間に入って、それぞれの話を聞いたり、アドバイス  
したりします。
  - (3) 市役所の他にもっとくわしく相談に乗ってくれる窓口などを伝えます。
- 3 相談の内容に関係する人は、市役所が調べたり、第8条の2の(1)～(3)のことを  
するときに、特別な理由があるとき以外は、協力しなければいけません。
- 4 市役所は、障害者総合支援法（障がい者の生活をてだすけするための国のきまり）に  
書かれている計画相談支援事業所（サービスをつかうための計画をたてたり相談にのったり  
するところ）に、相談を受けて調べることや、第8条の2の(1)～(3)のことを、市役所  
の代わりにやってもらうことができます。



## 第9条

# 差別を解決するために市役所に意見を求めること (助言またはあっせんの手立て)

- 1 障がい者は、差別をされたときに、解決するための意見を多摩市長に求めることができ  
ます。
- 2 障がい者の家族などは、差別を受けた障がい者の代わりに、多摩市長に意見を求める  
ことができます。ただし、障がい者本人がそれを望んでいない場合はできません。
- 3 次の3つのどれかにあてはまるときは、多摩市長へ意見を求めることはできません。
  - (1) 行政不服審査法（役所のしたことに不満があるときに対応を求めるための国のきま  
り）などで、差別があったことについて調べたり対応を求めたりすることができる  
とき。
  - (2) 差別があったときから3年以上たっているとき。ただし、3年たつまでに意見を求  
めることができなかった仕方ない理由があるときは、3年以上たっていても意見を

もと  
求めることができます。

(3) 警察が犯罪として調べているとき。

## 第10条

### 実際に何があったか調べること

多摩市長は、第9条のとおり差別を解決するための意見を求められたときは、差別があったその出来事について調べることができます。調べられる人たちは、きちんと理由があるとき以外は、協力しなければいけません。



## 第11条

### 差別を解決するために、市役所から意見を言うこと(助言またはあっせん)

1 多摩市長は、第9条のとおり意見を求められたときは、意見を言うべきかどうか、「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」にアドバイスを聞きます(「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」は、障がい者や、弁護士、福祉にくわしい人などが話し合っ、差別を解決する方法などを考えるところです。このあとの文の中では「協議会」ということとします)。

意見を言う場合、多摩市長は、協議会にその内容や差別を解決するための方法についても聞きます。

2 協議会は、必要があるときは、差別があったその出来事に関係する人たちに協議会に出してもらって、話を聞いたり、資料を出してもらったりすることができます。

3 多摩市長は、協議会からの意見を大事にして、差別をした人とされた人たちに対して、差別を解決するための方法を伝えます。

## 第12条

### 差別をした人に注意したり、差別をしたことをみんなに知らせること

1 多摩市長は、第11条第3項に書いてあるとおり、差別を解決するための方法を伝えたときに、差別をした人がきちんとした理由もなく言うことを聞かないときは、言うことを聞いてしっかりと守るように注意することができます。





2 多摩市長は、差別をした人がきちんとした理由もなく注意を聞かないときは、名前や住所、差別をしたことなどをみんなに知らせることができます。

3 多摩市長は、注意をしても守らなかった人についてみんなに知らせる前に、注意を受けた人が市役所に対して意見を言える場をつくらなければいけません。

## 第13条

## 協議会

1 障害者差別解消法にかいてある、障がい者差別解消支援地域協議会をつくりまします(差別を解決する方法などを考えるところ。第11条にも出てきました)。

2 協議会では、次の4つのことをします。

(1) 差別をなくすために必要な活動を考えたり、「こうするべき」と市役所に意見を出します。

(2) 第11条に書いてあるように、市長から差別を解決する方法を聞かれたときに話し合って意見を出します。

(3) 差別をなくすために必要な取組がどれくらいできているか確かめたり、見直して良くなるように市役所に意見を出します。

(4) (1)から(3)に書いてあるもの以外に、差別をなくすための取組をもっとよく進めていくために必要なことをします。

3 協議会は、障がい者と、福祉、医療、教育、仕事など障がい者の自立や社会参加に関係する人たちの中から、多摩市長が委員を選んで、会議をします。

4 協議会の委員になった人は、2年間協議会に出ます。途中で委員をやめるときは、新しい人が残りの期間を担当します。2年間が終わっても、同じ人が繰り返し委員になることができます。

5 協議会の委員は、協議会で知った秘密を、他の人に言ってはいけません。協議会で話したことを差別をなくす取組以外に使うこともできません。委員をやめても秘密は守らなければいけません。

6 第1項から第6項にかいてあるもの以外に、協議会のやり方などについて必要なことは、多摩市長が決めます。



## だい しょう 第4章

# しょう ひと ひと ちいき あんしん 障がいのある人とない人が地域で安心して

# とも い しゃかい きょうせいしゃかい たいせつ とりくみ 共に生きる社会(共生社会)をつくるために大切な取組

### だい しょう 第14条

## しょうがい しょう しゃ し 障害や障がい者についてよく知ってもらうこと

しやくしよ きょうせいしゃかい しょうがい しょう しゃ し  
市役所は、共生社会をつくるために、障害や障がい者のことをみんなによく知ってもらえるように、つぎの4つの取組をします。たまし すんでいる しょうがいのあるひと・ないひと、じぎょうしゃ かいしゃ みせ ひと ひと きょうりよく  
事業者(会社やお店)の人など、いろいろな人に協力してもらいます。

- (1) しみん じぎょうしゃ かいしゃ みせ たい しょうがい しょう しゃ し  
市民や事業者(会社やお店)に対して、障害や障がい者のことをよく知ってもらえるような取組をします。
- (2) しやくしよ しょう しゃ しやくしよ はたら ひと  
市役所が障がい者にしっかりてだすけできるように、市役所で働いている人たちに対して、べんきょうかいをしたり、しょうがい しょう しゃ しについてよく知ってもらう取組をします。
- (3) しょうがいのあるひと ひと たが しょう し  
障がいのある人もない人もお互いのことをよく知ることができるように、こどものころから いっしょ はな すごしたりする じかん ぶんを増やします。
- (4) しょうがいのあるこもないこ いっしょ べんきょう あそ そだ きょういく たいせつ  
障がいのある子もない子と一緒に勉強したり遊んだりして育つ教育が大切です。がっこう かよ こ たい しょうがい しょう しゃ し  
学校に通う子どもに対して、障害や障がい者についてよく知ってもらう取組をします。

### だい しょう 第15条

## きょうせいしゃかい とりくみ 共生社会をつくるための取組

しやくしよ だい しょう か きょうせいしゃかい つぎ とりくみ  
市役所は、第14条に書いてあるもののほかに、共生社会をつくるために次の4つの取組をします。

- (1) しょうがい すべ しみん あ きょういく う  
障害があってもなくても、全ての市民がそれぞれに合った教育を受けられるよう、ひつよう とりくみ  
必要な取組をします。
- (2) しごと しょう しゃ しごと そうだん う  
仕事をする障がい者のために、仕事についての相談を受け、ひつよう  
必要なてだすけをします。
- (3) しょうがい しゃ あんしん はたら じぎょうしゃ かいしゃ みせ  
障がい者が安心して働けるように、事業者(会社やお店)



に必要な情報を伝えます。

- (4) 耳の聞こえない人への手話や、話していることを文字にすること(要約筆記・筆談)、目の見えない人への点字や音声、知的障がいの人へのわかりやすい伝え方など、それぞれの障害に合わせた方法を広めます。また、障がい者が情報を知りやすくしたり、考えを伝えやすくするための必要なてだすけをします。



## 第5章 そのほかのきまり

### 第16条

### 多摩市長にまかせること

この条例に書いてあること以外に必要なことは、多摩市長が別に決めます。

そのほか関係するきまり

- この条例は、令和2年7月1日からはじまります。
- 市役所は、この条例がはじまってから3年たったら、この条例の取組ができていかどうかを考え、必要な取組を行います。障がい者に関係する国の決まりなどもいろいろ考えて取り組みます。
- 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(協議会の委員の人がもらうお金などについてかいてある多摩市のきまり)を次のように変えます。  
別表第1 障害支援区分認定審査会(障害のサービスをつかうときに必要な障害支援区分を決める会議)の後に、次のことを加えます。

障がい者差別解消 支援地域協議会	会長	にちがく 日額	12,500円
	副会長	にちがく 日額	11,800円
	委員	にちがく 日額	10,700円



健幸都市



と あ  
◆ 問い合わせ ◆

たましやくしよしようがいふくしか  
多摩市役所障 害福祉課

じゅうしよ たまし せきど  
住所：多摩市関戸6-12-1

でんわ  
電話：042-338-6847

ふ あ っ く す  
ファックス：042-371-1200

めーる あどれす  
メールアドレス：[f-sodan@city.tama.tokyo.jp](mailto:f-sodan@city.tama.tokyo.jp)